

求の修正意見柴田小太郎君(淀橋)完全なる電気ランパを支給要求の修正意見塚田直治君(本郷)原案を改良願田平君(板橋)等の原案に對する希望を附しての賛成意見あり以上を含めて採決に入り萬場一致可決

六、公務中一切の交通機関無料乗車の件

説明 高橋 昇 二君

「我々公共事業に携はる者の公務に於ける諸交通機関の無料乗車は當然である」と警察官吏が治安維持の爲めには固か臨監中止を命ず、直に川田浩君代つて説明を繼續して「一切の交通機関無料乗車要求」を主張し説明を終り、若問なく討論に入り——賛成宮尾眞一君(品川)實行方法に鐵道省又は會社にも直接交渉することの希望意見を付す、採決入り一致可決

七、選挙期間中待遇改善要求の件

説明 樋口 正 一君

近時選挙運動は活字言論並に文書を利用するやうになつて來た。公選院議員、府縣會、町村會を問はず一律に同向を示してゐる結果郵便の利用は著るしく激増してゐる而も一方従事員の待遇は甚だ悪し。宜しく選挙期間中は地方議員選挙の場合と雖も其の経費を計上して、従事員の待遇を改善し一面選挙監督の理想に近づかしめ選挙郵便増支障なからしむべきである」と説明を終り——質問なく討論に入り。柴田小太郎君(淀橋)選挙規則の改正は此の際の問題に關聯して必要と思ふと選挙期日公布前における推薦運動(文書による)を取締方修正意見を含めて採決に入り——萬場一致可決

八、定期昇給並に少年者成年に達したる時年給引上げに關する件

説明 吉 井 清君

同賃労働に同一賃銀要求は性別年齢別を問はず一律に叫ばれる處である、選信部内に於ては十八歳未満の少年者、或は女子なるが故に同一労働に従事しながら其賃銀に差違あるは不合理である、殊に少年者から成年に達したる場合には其の賃銀は少年者給を基礎としつゝある、宜しく成年に達したる場合は経験技能に應じて賃銀を引上げべきである、又一般を通じ部内の昇給は少額不確定である、此の點も定期に必ず相當の給を引上げるべきである」と説明

を終つて——質問、討論なく直に採決に入り萬場一致可決

九、年間労働制度要求の件

説明 村松 六信 太郎君

「現在現業備人には慰勞休暇として、一ヶ年掛勤に對して六日間を附與してゐるが——此の短い休暇では歸省帰郷等は不可能な現状である、故に現行規定を改正して一年を二期に分ち、一期(六ヶ月)の掛勤に六日間を支給し、其の餘分休暇有効期間を一年とする事、而して廣く一般原備人全般に適用する事を要求する」と説明を終り、質問討論なく即決可決

十、首切労働強化並に待遇低下絕對反對の件

説明 安川 省 三君

本案は實に十五支部提出案の一括案であつて本大會(案)中最も重要な案件の一つである、今年度中の我等が闘争は此の案件が持つ重要性の爲めに闘はれるであらう異常なる緊張裡に満場の拍手に送られて安川君登壇、政府の緊縮方針による行財政整理は吾等下級従事員の生活を極度に脅かすものである」「吾等は既に去年四月に強行せられたる整理によつて全國に亘り大量職首は行はれ」「労働強化待遇低下を強ひられて居る」「而るに又再び明年度豫算編成に當つて、整理を斷行せんとするは實に不合理極まる」「豫算破綻の犠牲をことごとく我等下級従事員に轉嫁せんとする此の無茶なる方針に絕對反對である」と叫び「歳入缺陷の補填は資本家地主に増税せよ」として「事業の公共性確保の爲めに特別會計制度とせよ」我等は具體的に次の要求を持つ

- 一、不常人員整理絕對反對一、昇給停止並勤働手当減額絕對反對一、休暇定員減を即時復活せよ一、臨時者を即時昇命せよ一、工事備大期間を三ヶ月間とし直に本採用とせよ、本採用に至迄技工備人規定を準用する事一、其他一切の諸手当減額並に待遇改善絕對反對

等であると説明を終り——質問なく——討論、賛成——福壽清二君(本郷)一大大衆運動を捲起して徹底的抗議をなすべしと提議し——採決に入り萬場一致破るゝ許りの拍手の中に、議長の振るギヤベルは可決を宣す